

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だより

第57号 令和2年3月



【写真1】 陸奥宗光の外交回想録『蹇蹇録』の草稿「蹇々余録草稿綴」上・下
 (右が上巻、左が下巻、「陸奥宗光関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)

陸奥の手による夥しい推敲の跡が見えます。

動揺する陸奥宗光―三国干渉への初動対応―

外交史料展より

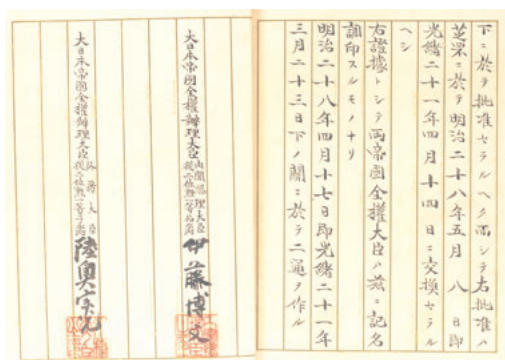
令和元年の十一月二日から十二月十五日にかけて、和歌山県・和歌山県教育委員会・外務省外交史料館の主催になる企画展「外交史料と近代日本のあゆみ」(外交史料展)を和歌山県立近代美術館にて開催しました。

その準備を重ねるなかでさまざまな「発見」に遭遇しました。刺激に富んだ、幸せな知的経験だったというほかありません。本号では、外務大臣として日清戦争の外交指導にあたった和歌山県出身の陸奥宗光(一八四四―一八九七)が、それにつづく三国干渉に對しいかに対応したのかという点について、展示資料を紹介しながら考えてみようと思います。

日清開戦

安全保障上、日本に大きな影響を及ぼすと考えられていた朝鮮半島への勢力拡大をめぐり、日本は清国(中国)と鎗を削っていました。しかしながら、一八八〇年代半ばから九〇年代前半においては、日清間で朝鮮不可侵・保全に関する共通理解が得られていたことも忘れてはなりません。日本が一方的に朝鮮への積極的侵入をねらわないかぎりには、日清開戦の可能性は低かったのです。

ところが、明治二十七年(一八九四)春、朝鮮国内で大規模な民衆反乱が勃発したのを機に、状況は一変。民衆宗教である「東学」を信じる朝鮮の人びとが反



【写真2】日清講和条約(下関条約) 調印書(外務省外交史料館蔵、以下同じ)

政府・抗日を掲げて蜂起し、全羅道の首都全州を占領する事態にまで発展(いわゆる「甲午農民戦争」)、その鎮圧を目的に日清両軍が出兵する事態となりました。

しかし、朝鮮政府と農民軍の間で停戦講和が成立、日本政府は出兵の根拠を失います。そこで派兵軍を駐留させるべく、清国との共同による朝鮮内政改革を提議します。これに対し、改革は朝鮮みずからの力でおこなうべきだとして、清国は日本側の提案を拒絶。同年七月、ここに日清両国の対立は指貫ならぬものとなり交渉は決裂、開戦に至ります。

講和条約の締結

戦局は日本軍の圧倒的優勢のもとで進み、明治二十八年(一八九五)三月より



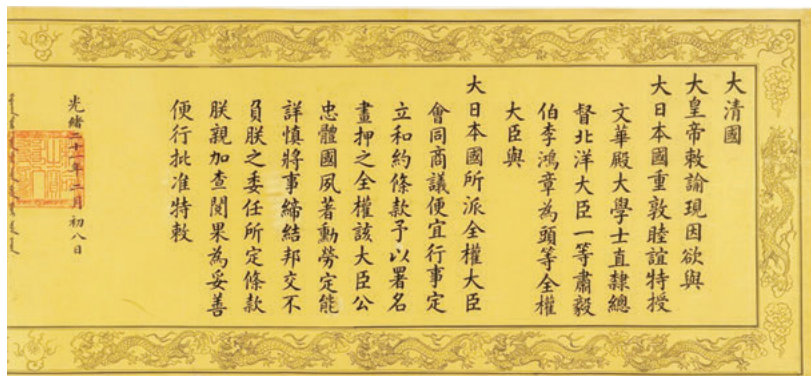
【写真3】日清講和条約(下関条約) 調印書附属地図 遼東半島の割讓範囲が明示されています。

下関において講和会議が開かれました。三十日に休戦条約が成立、四月十七日には講和条約(下関条約)が結ばれました(写真2、3)。日本側の調印者は伊藤博文(内閣総理大臣)と陸奥宗光(外務大臣)で、清国側の調印者が李鴻章(北洋大臣直隸總督)と李経方(欽差大臣)になります(写真4)。

この条約で、朝鮮の独立、清国より日本へ遼東半島(奉天省南部)・台湾・澎湖諸島の割讓、賠償金約三億円の支払い、西洋列強と同様の不平等条約の締結、新たな経済的特権の供与などが認められました。本条約は五月八日批准書交換がなされ、発効しました。

三国干渉

しかし、東アジアへの進出を目指すロシアが、フランス・ドイツと結んで日清講和の内容に異を唱えてきました。講和



【写真4】清国皇帝光緒帝の国書 李鴻章への全權委任状で、横幅は2mを超える大部なものです。

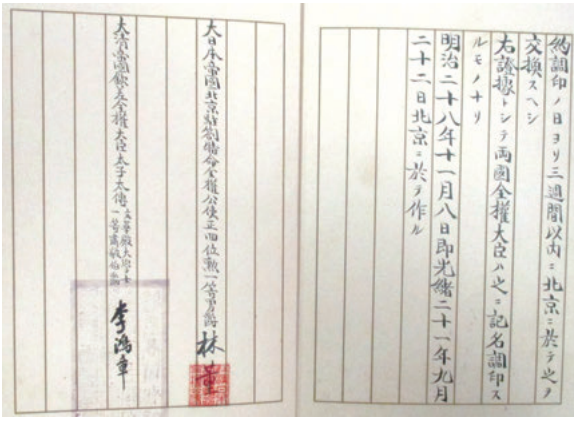
条約調印直後の四月二十三日、三国の日公使が林董外務次官と面会(陸奥は大本営の置かれていた広島から兵庫・舞子へ移り、病氣療養中)、日本の遼東半島領有は清国の首都を危うくし、朝鮮の独立を有名無実とするだけでなく、極東平和の障害になるだけだとして、遼東半島の清国への返還を日本に勧告したので。陸奥外相は、開戦当初より西洋列強の干渉を極度に警戒していました。講和条約の調印をめぐっても、列強は積極的な動向を見せていたのに対し、日清講和はあくまで当事者間の問題として、陸奥外相はその内容を四月三日まで列強に明か

さず講和交渉を進めていきました。にもか
かわらず、最後の土壇場(どたんば)で列強の干渉、
しかももつとも恐れていた連合干渉が現
出してしまったのです。

日本はロシアとの対立深化を避けるた
め、五月四日勸告の受諾を決定、十日に
は遼東半島還付に関する詔勅(しよくてい)が出されま
した。そのうえで十一月八日、清国との
間で遼東半島還付条約に調印しました
(写真5)。日本側の調印者は林董(駐
清公使)、清側の調印者は李鴻章(欽差
全權大臣)です。これにより、清からの
還付金約四五〇〇万円と引き換えに、日
本は遼東半島を清国へ返還しました。三
国干渉は日本が列強の圧力に屈する形で
落ち着いたわけです。

陸奥の楽観論

日清講和をめぐる西洋列強の動向は、
各国駐在公使より陸奥外相のもとへ逐一



【写真5】遼東半島還付条約 調印書

届けられていました。青木周蔵駐独公使
から、ドイツ政府は日本が単独で清国に
「特別なる経済的利益を求め」るならば
「大にこれに反抗すべし」との観測、西
徳二郎駐露公使からは、奉天省南部の分
割と聞いて「不快の顔を為」し、「この
簡条は欧州各国の感情を害し干渉の口実
を与え」るものだというロシア政府の意
向など、続々と報知されていたのです。

しかし陸奥外相は、干渉の危険性に對
処せよとの訓令を出しませんでした。ま
た講和条約を調印し、翌日にその旨明治
天皇に上奏、嘉尚の言葉を受けたのは、
講和条約の締結を列強に配慮することな
く専決しても問題ない、という楽観的な
読みが彼にあったからでしょう。

ところが、講和条約調印を上奏した二
日後の二十日、広島にいる陸奥外相のも
とへ、東京の留守をあずかる林董外務次
官から一通の電信が届きました。すなわ
ち、本日ドイツ公使が来省、明日他国の
公使と共同して外相へ「直接に申上度き
緊要事件あり」と伝えてきた。詳細は明
かされていないが、事は急を要する重大
事項かもしれないので、広島から舞子へ
移るのを一日遅らせてほしい、というの
です。

遼東半島の返還に関する外務省の公文
書(「外務省記録」)に、「遼東半島還
附一件 露、仏、独三国干渉」(第一〜三
巻、松本記録)および「遼東半島還附一
件 对清還附条約締結」(第一・二巻)
があります(外務省外交史料館蔵)。こ
れら一連の簿冊の第一冊目にあたる「遼
東半島還附一件 露、仏、独三国干渉
第一巻」は、このドイツ公使の共同面会

請求を伝える林次官の電信から編綴され
ています。

ここで求められた共同面会は結局延期
され、実現したのは四月二十三日でした。
これが遼東半島返還の共同勸告となるの
です。この二十日から二十三日までの間、
ドイツ公使申し入れの真意を探るべく、
陸奥外相や林次官の動きが慌ただしくな
ります。

陸奥外相はまず林次官に返電し、ドイ
ツ公使と面会のうえ、その言い分をよく
確認するよう指示するとともに、「ドイツ
に駐在する青木周蔵公使へも打電、同政
府の意向を確かめるよう要請します。

翌二十一日、林次官より面会延期の報
せを聞いた陸奥外相は、「独乙公使より
の申出づ可き事も余り重大なる事柄とも
思われず、又各国連合の勢いありとも思
われず、左すれば本大臣は兎も角も明日
午前十時より舞子迄行く」と返電してお
り、楽観的に考えていたのです。

彼は青木公使へも同様の所見を伝えて
います。すなわち、ドイツ公使の申し入
れはおそらく、貴君がたびたび報せてく
れた。日本が列強を出し抜き単独で清国
に経済的な利権を獲得しようとするれば、
ドイツは日清講和に干渉する」との見込
みに類するものだろう。誤解は解かねば
ならぬ大きな支障はないであろうし、
また「今回迄の所にては外国公使の協同
して運動する模様見えず」と。

陸奥外相は、列強の干渉があったとし
ても、経済的な利権に関してであって領
土割譲に対してではなく、かつ共同介入
はないものと高を括っていたのです。外
務省内には、ドイツ公使の申し入れに對

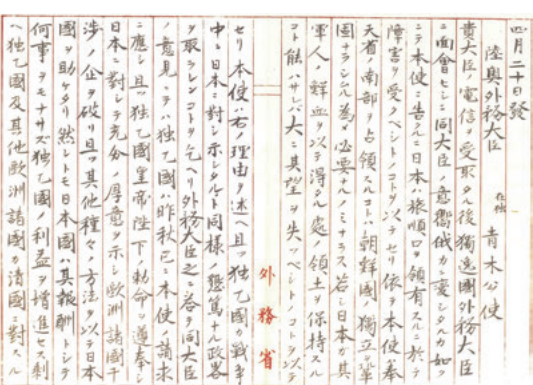
する楽観的な見方が広がっていたといえ
るでしょう。

驚愕する陸奥

こうしたなか、陸奥外相からの二十日
付電信を同日午後六時四〇分に受け取っ
た青木公使は、早速ドイツ外相と面会。
ここで思いもよらぬことを告げられるこ
とになります。

青木公使は、ドイツ外相との面会を終
えて急ぎその内容をまとめ、その日のう
ちに打電(午後一時四四分発)。長文
からなるこの電信は二回に分けて送られ、
陸奥外相のもとへ着いたのは、その前半
部分が二十一日の深夜、その後半部分は
二十二日の午後でした(写真6)。

列強の干渉に対する楽観論が蔓延して
いたところに舞い込んできた、青木公使
の報せは次のようなものでした。ドイツ
外相の「意嚮俄かに変じたるが如く」、
彼は「日本は旅順口(遼東半島)を領



【写真6】4月20日付青木周蔵駐独公使電信
(陸奥宗光外相宛、前半部分)

有するに於て障害を受くべし」、「今や
独逸国は日本に反対して他諸国と共に運
動すべし」と「言明」した。「右独逸国
の姿勢たるや、実に容易ならざる故、
之に對し相當の処置を執られんことを希
望す」と。

じつは、この頃すでにヨーロッパでは
次のような情報が流れていました。ロシ
アの新聞「ジュルナル・ド・サン・ペテ
ルスブルグ」には、ドイツがロシア・フ
ランスと連合し、日清講和の条件、とく
に「日本が狙っている領土変更」につい
て働きかけることを三月二十三日から根
回しして合意に達した、と報じられて
います。ドイツの新聞『フランクフル
ター・ツァイトウング』でも、ドイツが
主導して連合がつけられつつある、と伝
えられています。

こうした日清講和をめぐるドイツ政府
の動向をキャッチすることができなかつ
たのは、明らかに日本外交の失敗といえ
るでしょう。たしかに、ロシアによる遼
東半島割譲撤回要求は想定されていたと
はいえ、その動きはないと読んでいたド
イツを含む連合干渉となつたため、陸奥
外相をはじめとする日本政府首脳を驚愕
させたのです。

広島から舞子へ移ろうとしていた矢先
に、青木公使からの電信(前半部分)に
ふれた陸奥外相は強い衝撃を受け、すぐ
に林次官へ打電しています(二十二日〇
時二五分発、写真7)。ドイツ政府が
「旅順口合併」(遼東半島割譲)につい
て「故障を唱うる」(反対・非難する)
のは「驚入たる次第なり」「誠に解し難
き事なり」と述べているあたりに、彼の

動揺ぶりがよくうかがえるのではないで
しょうか。

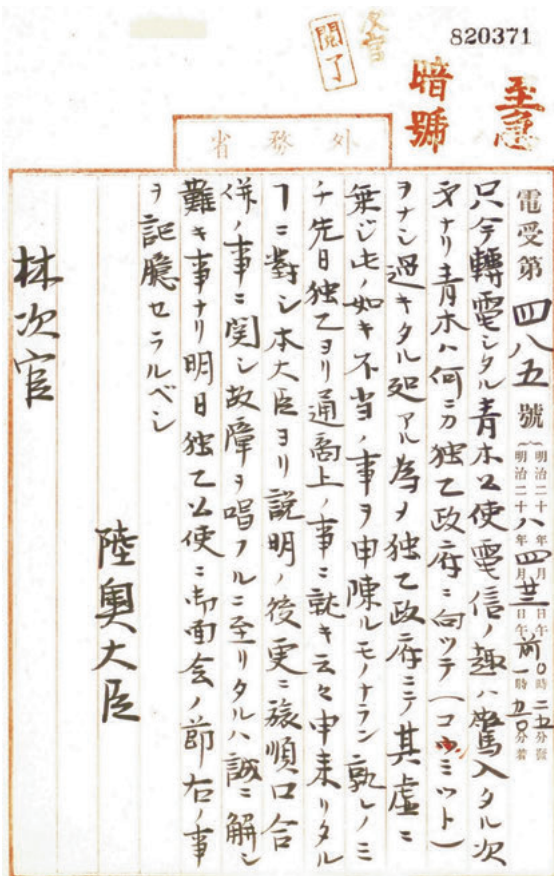
あるいは、青木公使のドイツ政府への
「コミット」(commit)に「過ぎた
る処」(外交上の過失)があつたため、
ドイツ政府がそこに付け込み、このよう
な「不当の事」を申し入れてきたのでは
ないか、とも述べています。条約改正に
あたつてあれほど信頼していた青木公使
に對しこれほどの疑念を抱いていること
からして、陸奥外相が冷静に判断できて
いない状況を見てとれます。

このように、三国干渉に對する陸奥外
相の初動対応には、その樂觀論故の外交
的失敗が露呈しているといつてよいで
しょう。日清戦争はパンドラの箱を開け
てしまったかのごとく、アジアに對する
列強の帝国主義的な関心を呼び起こし、
中国分割(侵略)を激化させる誘因とな
りました。陸奥外相の樂觀から驚愕への
転落という一コマは、日本政府が列強の
こうした新たな動向についていけなかつ
たことを示しています。

『蹇蹇録』との齟齬

『蹇蹇録』は、日清開戦・講和より三
国干渉・遼東半島返還に至る経緯が陸奥
の視点からまとめられた回顧録です。三
国干渉が落着いたのち、神奈川・大磯で
の療養生活に入った陸奥はこの書の執筆
に傾注しました(表紙の写真1)。「蹇
蹇」とは心身を勞して忠節を尽くす様を
意味しています。

この『蹇蹇録』を読むと、陸奥は外相
として確固たる方針をもつとともに、列
強の対日外交への精密な情報収集をおこ



【写真7】4月22日付陸奥宗光外相電信
(林董外務次官宛)

ない、それを冷静に分析して柔軟に対応
した、と理解することが出来ます。陸奥
のリアリズム外交と評される所以です。

三国干渉への対応もこの線でもとめら
れています。すなわち、陸奥が三国干渉
を叙述した際の基本的なモチーフは、①
三国干渉はロシアの主導によるもので、
ドイツ・フランスに外交的主体性は見ら
れない、②ロシアによる遼東半島返還勸
告は想定しており、日本に外交的な瑕疵
はない、という点にあります。しかしな
がら、『蹇蹇録』の内容は「外務省記
録」から再構成した本論と大きく隔たつ
ているのがわかるでしょう。

『蹇蹇録』は現在に至るまで日清戦
争・三国干渉に関する古典的文献として
よく利用されています。たしかに、外交
の中心を担った陸奥の考えや彼にしか知
りえない情報が記されており、ときに強

硬になりがちな軍部や国民の敵愾心に警
鐘を鳴らしている箇所もあり、貴重な記
録であることに間違いのないのですが、し
かし三国干渉への対応という点にかぎつ
てみると、事実と大きく異なっているの
です。

じつは日清戦争についても、『蹇蹇
録』の記述に引きずられて、日本側が意
図的に戦争に持ち込んだと考えられてき
ました。しかし近年の研究では、清国に
對する強硬な外交姿勢は開戦決意にもと
づくものではなく、戦争にはならないと
いう根拠のない樂觀が日本政府首脳に
あつたことが明らかにされています。

『蹇蹇録』は外交当事者の貴重な証言
であると同時に、日本外交をリードした
陸奥の自負や正当性を弁証するためのもの
であることを忘れてはならないのです。
(平良 聡弘)

外交史料展「外交史料と近代日本のあゆみ」
令和元年十一月二日(土)〜十二月十五日(日) 於和歌山県立近代美術館

本紙「動揺する陸奥宗光―三国干渉への初動対応―」でも触れたように、令和元年秋、和歌山県・和歌山県教育委員会は、外務省外交史料館と共催し、外交史料展「外交史料と近代日本のあゆみ」を開催しました。

この展覧会は、明治一五〇年を迎えた平成三十年、県民の皆さんから日本外交と陸奥宗光の業績を振り返る展覧会の和歌山県内での開催が要望され、県議会でも取り上げられたことがきっかけとなって実現しました。

令和元年で創設一五〇周年を迎えた外務省の公文書館である外交史料館に共催いただき、同館及び県立近代美術館とともに、文書館は展示企画を担当しました。

外交史料館のほか、国立国会図書館憲政資料室、宮城県美術館及び明治神宮、県内では和歌山市立博物館、串本町立トルコ記念館及び串本町教育委員会の所蔵資料を借用し、県所蔵資料を含め計九一点の資料・美術作品を展示しました。

外交史料展展示構成

第一部 明治の日本外交と陸奥宗光

- (1) 「鎖国」から「開国」へ
 - (2) 幕末維新期和歌山の外交関係
 - (3) 条約改正に向けて
 - (4) 条約改正の進展と日清戦争―陸奥外相の時代―
 - (5) 日露戦争から条約改正の達成へ
 - (6) 陸奥宗光の履歴書
- 第二部 外交史料と美術
- (1) 和歌山ゆかりの渡米画家、加地為也
 - (2) 聖徳記念絵画館の壁画と外交文書
 - (3) パリにおける日本版画展覧会



フロアレクチャーの様子
(令和元年11月17日)

外交史料展の展示構成は左のとおりでしたが、①明治期を中心に条約原本を含む多くの外交史料を展示したこと、②地元出身の陸奥宗光に関する資料を多く展示したこと及び③外交史料と美術作品が合わせて美術館で展示された初めての試みであることが大きな特徴といえます。

期間中、五、八六〇名に観覧いただきました。

日英通商航海条約批准書(明治二十七年(一八九四))、日清講和条約(下関条約)調印書(同二十八年)、日露講和条約(ポーツマス条約)調印書(同三十八年)、日米通商航海条約批准書(同四十四年)など、教科書に載っている重要な条約の原本を一同に見られ、エルトゥール号事件など和歌山の出来事が日本外交との関わりで理解できる機会となりました。

また、陸奥宗光関連資料を多く展示したことによって「陸奥外交」の再検討・再評価のきっかけとなるなど、今後にも繋がる大きな成果があったといえます。

令和元年度 古文書講座Ⅱ

今年度の古文書講座Ⅱは、入門を十一月に、初級・中級を十二月に開催しました。

古文書講座Ⅰと同様、海士郡木本村高橋家文書から、鳥見史料の古文書を取り上げました。長州征討後の紀州藩で、元境の探索を命じられたことなど、藩が軍事的にどのような対応をしたのか、読み解きました。

各回の講座内容は、次のとおりです。

海士郡木本村高橋家文書鳥見史料

講師：遊佐教寛嘱託研究員

- 入門
第1回 御場一札 11月7日(木)
- 第2回 返却致し 11月14日(木)
- 初級・中級
第1回 早鐘撞せ 12月5日(木)
- 第2回 手勢にて相固め 12月19日(木)
- 第3回 大野村御先手斥候 12月26日(木)

「入門」には、延べ一二二名、「初級・中級」は、延べ一八三名の出席があり、アンケートでは約九割の方から「とてもよかった」「よかった」との回答をいただきました。

「入門」アンケート(抜粋)

・まったくの初心者なのですが、古文書の時代背景も教えていただけたので、わかりやすく、とても興味をもって講義を受けられました。今後も引き続き受講させていただきます。

・参加するまではとても不安でしたが、一文字ずつどう書かれているか解説して下さるので、なんとかついていけました。勉強すれば少しは読めるようになるかも知れないという希望がもてました。先生のお人柄も素敵でお話も面白かったです。

「初級・中級」アンケート(抜粋)



・古典を読む感じが、いましましたが、全く違って、又、漢文の読みにも近く大変難しいけれど、楽しく受講致しました。次の講座も是非受講させて頂くつもりであります。

・幕末の政治の変化が紀州にどのように影響したかの一端が知れておもしろく、現代に通じる話だと思いました。私も常に「古文書徹底解釈 紀州の歴史」*をもちあるいて勉強しようと思います。

*「古文書徹底解釈 紀州の歴史」は、当館で発行している自宅学習用の古文書テキストです。御希望の方は御来館していただくか、またはホームページからダウンロードも可能です。

南竜神社の古文書

『紀州東照宮文書』より

ケース展示から

徳川家入国四〇〇年記念

令和元年は、紀州徳川家初代藩主頼宣が元和五年（一六一九）に入国してから四〇〇年となる節目の年でした。和歌山県立博物館・和歌山市立博物館合同特別展『徳川頼宣と紀伊徳川家の名宝』（十月十九日～十一月二十四日）など、多くの記念行事が開催されました。

文書館が行った『紀州東照宮文書』（寄託）のケース展示（十月十九日～十二月二十八日）から、頼宣を神として祀る南竜神社に関する古文書を御紹介します。

現在、徳川家康を祭神とする紀州東照宮（和歌山市和歌浦西）の西隣に、家康の十男として生まれ、紀州徳川家初代藩主となった頼宣（南龍院）を祀る南竜神社が鎮座しています。

南竜神社は、有田市矢櫃など、和歌山県内外に数か所ありますが、紀州東照宮の南竜神社は、紀州藩がなくなつた後、明治八年（一八七五）に創建されました。

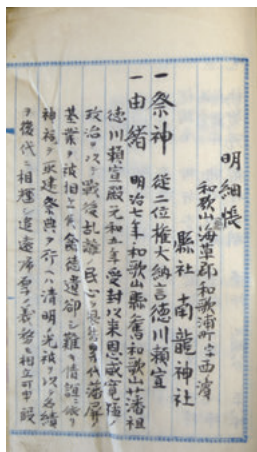


写真1

「明細帳 明治四十三年三月提出控 南竜神社社務所」
神社明細帳には、祭神・境内の広さ・建物など、神社の基本的事項が記されています。

明細帳

和歌山県海草郡和歌浦町字西浜

一 祭神 従二位権大納言徳川頼宣

一 由緒 明治七年、和歌山県旧和歌山藩祖徳川頼宣殿、元和五年

受封以来、恩威寛猛ノ政治ヲ以テ戦後乱離ノ民心ヲ根結、累代藩屏ノ基業ヲ被相立候余徳、遺却シ難キ情誼ニ依リ、神祠ヲ取建、祭典ヲ行ヘハ、清明ノ光被ヲ以テ名績ヲ後代ニ相輝シ、追遠醇厚ノ義務モ相立可申段、

同県貫属士族総代シテ三浦権五郎奉願候処、同年十一月十八日官許ヲ得テ神殿建築シ、同八

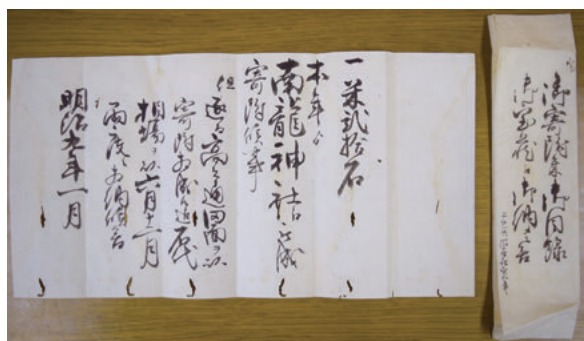


写真2 「御寄附米御目録」 明治9年1月

明治9年（1876）以降、紀州徳川家から毎年米20石（代金納）が寄附されることとなった旨の目録（写し）です。この目録の原本は、宝蔵に保管されたようですが、現存は確認できません。

年十一月十五日県社二列セラレ、同十二月十五日神宝鎮座ス（後略）

写真1は、明治四十三年に南竜神社から県に提出された文書「神社明細帳」の控えです。「由緒」欄に創建に至る経緯が書かれています。

明治七年、元家老三浦権五郎をはじめとする旧紀州藩士たちは、「藩祖」頼宣を祀る神社を設立する運動を始めます。同年十一月に創建は許可され、建築に着手します。翌八年十一月には県社の社格が認められ、十二月十五日に神宝鎮座となりました。

南竜神社の創建及び維持は、三浦たちが南竜神社に奉仕するために設立した享誠舎（のち享誠社）や、廃藩置県後東京に移った紀州徳川侯爵家からの寄進によって行われました。

た（写真2）。

南竜神社は現在、紀州東照宮に合祀されていますが、当初はその麓で、かつて東照宮別当寺の雲蓋院天曜寺があった場所に創建されました。現在の和歌山県職員研修所辺りです（写真3・4）。



写真3 絵葉書「和歌の浦東照宮南竜神社」津田萬寿堂製（『溝端コレクション』）

明治の終わり頃のものと思われます。御手洗池を挟んで右（東）に紀州東照宮、左に南竜神社が鎮座しています。



写真4 「園遊会場略図」

いつ行われた園遊会のものかわかりませんが、旧境内の配置が分かる図です。社殿の西（左）に、石碑「建南竜神社記」が描かれています。この碑は、紀州東照宮境内に現存します。享誠社が境内西に隣接していました。

創建後、旧藩主徳川茂承や旧藩重臣たちは、頼宣ゆかりの品を南竜神社に奉納しました。そのうち刀剣二口は、大正期に国宝に指定されました。(法改正により、現在は重要文化財となっています。)

享誠舎(社)員たちは、毎月皆で参拝するなど、互いに協力して、南竜神社の維持・発展につとめました。南竜神社の神職も、徳川家の指名により享誠舎舎長の三浦が祠官(のち社司)となるなど、享誠舎(社)員が就任しました。

享誠舎はまた、廃藩後の土族の生活の安定・発展のためにも活動し、学校(協同学舎)を経営したり、紀陽銀行の前身となる株式会社四十三銀行の設立にも関わりました。旧藩士の協力・団結の拠り所として南竜神社と享誠舎(社)があり、また、旧藩主徳川茂承の存在があったのです。

一方、紀州徳川家は、南竜神社の建設・運営資金を援助することはもとより、神職の人選など時折運営にも関わりました。南竜神社を媒介にして、旧藩主・藩士の関係は廃藩後もある程度維持されていたのです。

明治十年、九州で不平士族の反乱である西南戦争が勃発すると、徳川茂承は墓参を名目に和歌山を訪れ、南竜神社を参拝します。そして、旧紀州藩士に対し、呉々も反乱など企てることのないよう諭し、旧藩士の救恤に充てるための資金を寄付します。ここから、農地を取得して地主経営を行い、小作料収入から士族の生活資金や学資の援助、のちには学校(徳義中学校)経営を行う「義田結社」の徳義社が設立されました。同社設立につい

ても享誠舎員は尽力し、また社員となりました。

このように、廃藩置県後も南竜神社を中心に維持された旧紀州藩の藩主・藩士関係の存在は、旧藩士の生活や精神の安定のためにも、また社会秩序の安定のためにも、当時まだ必要とされており、また実際に役立ったといえるでしょう。

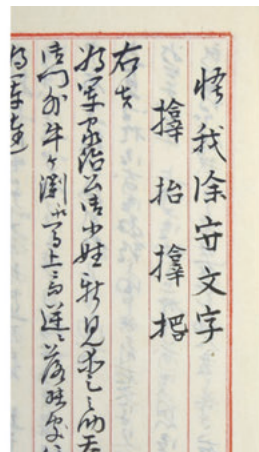
南竜神社では、毎年春と秋に例祭が開かれ、能・狂言や紀州藩ゆかりの各種武芸の演武、御船歌、花火などが奉納され、多くの人でにぎわいました。江戸時代は紀州藩領であった三重県松坂(のち松阪町。現松阪市)にも南竜神社は勧請され、両地の旧藩士同士の交流も持たれました。神社の日常的な社務や奉仕は、主に享誠社の幹事が執り行っていました。節目の祭礼日などには三浦社司や社掌も奉仕し、時には遊佐保(旧藩士で享誠社員でもありました。)など東照宮の神職が手伝ったり、代わりをつとめることもあり

ました。南竜神社社司であり享誠社長でもあった三浦家は、時に徳川家の名代として参拝することもありました。その際は、「三浦男爵参拝」と文書に記されています。(日誌 明治四拾年一月起 南竜神社社務所)

また、南竜神社は、紀州藩ゆかりとされる「怪我除守」を台湾など遠方へ出張している和歌山県出身の軍人に贈る活動をしてきたことが分かります(雑書綴 明治四十二年起 南竜神社々務所)。

これは、紀州徳川家二代光貞又は五代吉宗(のち八代将軍)との由緒を持ち、秘蔵されてきた神符だといわれるもので

写真6
「備附品 卅四年七月廿五日 享誠舎」 明治34年
2行目が神符の四文字です。
『南紀徳川史』では「セウカウカク」と読むとありますが、「サムハラ」と読まれることが多いようです。



す(写真5)。いくら鉄砲を撃っても弾が当たらなかつたキジの羽裏にあつた文字で、後年これを持った紀州に縁のある將軍小姓が江戸城の堀に転落しても無傷だったという逸話が広く流布していたようです。

この神符は、明治二十八年、日清戦争へ従軍する旧藩出身軍人たちが少なくとも三、四八〇名に、徳川家から配付されています。(『南紀徳川史 第一冊』)

大正元年(一九一二年)十一月十日、内務省古社寺保存会委員松平頼平子爵が和歌山市内の徳義社を訪問し、同社に預けられていた南竜神社と紀州東照宮の宝物の刀剣を調査しました。

この調査によつて、南竜神社の神宝である来国俊の太刀は国宝指定の価値を有するものと認められ、翌年二月、更なる調査のため、茨木昭一社掌と県庁職員が宝剣を持って東京の内務省へ出頭し、預け置きました。

四月十四日、内務大臣原敬による内務省告示第二十五号により、南竜神社の宝

剣は、紀州東照宮宝物の太刀五口とともに国宝の指定を受けました。(『雑書綴(来書ノ部) 大正元年八月起 南竜神社々務所』)。

しかしながら、明治三十六年に三浦権五郎、同三十九年に徳川茂承が亡くなるなど、かつて紀州藩主・藩士であり、南竜神社創建に関わつた人たちがいなくなり、享誠社のメンバーも段々と世代交代がされてきます。

そして、紀州徳川家の機構改革の影響もあり、大正八年の頼宣入国三〇〇年の祭典を目標として、同六年、南竜神社は紀州東照宮に合祀されることとなりました。同時に、南竜神社に奉仕する団体である享誠社も解散します。

南竜神社の頼宣ゆかりの宝物などは、紀州東照宮に引き継がれました。

南竜神社社務所や、享誠社で作成・取得されてきた文書類も、宝物と同様に紀州東照宮に引き継がれていました。(大正八年に解散した徳義社の文書も一部あります。)平成二十四年、これらの文書類は、紀州東照宮社務所の古文書と一緒に、『紀州東照宮文書』として、文書館に寄託されました。

南竜神社・享誠社の文書類は、設立期から合祀される時期までのものが残っており、南竜神社及び明治期の旧紀州藩士ネットワークの歴史を通覧することができます。文書類といえます。

*参考文献

松田茂樹『明治の和歌山藩士族』

図録『徳川頼宣と紀伊徳川家の名宝』(藤隆宏)

『古文書徹底解釈 紀州の歴史第七集』の刊行

大変御好評いただいている『古文書徹底解釈 紀州の歴史』シリーズは、文書館の古文書講座で取り上げた古文書の写真に、詳細な解説・釈文(解説)・読み下し文・文意例(現代語訳)を加えた本です。古文書の用語や語法はもちろん、原文の用語間違いや文章力の巧拙も解説し、文意を徹底的に解釈しています。また、そこから、江戸時代の紀州の社会構造、制度や運用の実態も明らかにします。

令和元年度発行の第七集は、「拙者出張り居り候」と題し、文書館蔵『中筋家文書』から、紀州藩名草郡和佐組(現和歌山市東部)の大庄屋が職務上作成・取得した古文書を取り上げます。

近年、猪や鹿などの野生動物が人里に出没する事件が多発していますが、江戸時代にも同様な現象があったことが古文書に記されています。その中で、すみかを奪って害獣をよそに追いやるという手立てがあったことには驚きます。

村に現れ作物を荒らす猪鹿駆除の際、勘違いした大庄屋が鉄砲打ちに「出張る」話など、村の鉄砲に関する古文書を読んでききます。

また、幕末期に町人・百姓たちも取り立てられて組織された農兵の銃隊訓練や鉄砲の取扱いに関する古文書なども取り上げます。

*『古文書徹底解釈 紀州の歴史第七集』は、残部がある限り文書館閲覧室でお配りします。また、文書館ウェブサイトにからダウンロードできます。

紀要第二十二号の刊行

・平良聡弘「紀州沖の灯火をもとめて―幕末維新期の灯台をめぐる内外動向―」

幕末維新期、日本国内の灯台設置をめぐって江戸幕府・明治新政府とヨーロッパ諸国との間でかなり詳細かつ激しい交渉が行われました。紀州潮岬灯台・樫野埼灯台(串本町)の事例を中心に論じます。外交史料展の成果報告です。

・松島由佳「『附込帳』にみる奥女中の役替について その7」

当館蔵「附込帳」より、万延二年(一八六一)から慶応元年(一八六五)までの「女中」項目を翻刻しました。この時期、紀州徳川家第十三代藩主慶福の將軍宣下(第十四代將軍家茂により「將軍生母」となった実成院。江戸城本丸大奥へ引き移りとなります。その際江戸へ召し連れとなった紀州藩奥女中団がどのように形成されてきたのかに注目します。

・藤隆宏「日高町津久野の宝永・安政津波記録と紀州藩の『日銭』徴収」

日高郡津久野浦(日高町津久野)の庄屋文書『塩崎家文書』(文書館寄託)から宝永地震津波及び安政地震津波に関する記録と、安政地震の直前に出現したロシア船の影響により紀州藩領内で行われた海防政策関係の記録を紹介いたします。

・藤隆宏「平成二十九・三十年度の民間所在資料保存状況調査について」

日高郡日高町、西牟婁郡白浜町、新宮市及び東牟婁郡北山村で実施した共同調査「災害の記憶」事業からの民間所在資料保存状況調査成果を報告します。

文書館の利用案内

■ 利用方法

◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

■ 休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日 1月4日

■ 交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第57号

令和2年3月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒644-1005
和歌山市西高松一丁目七-三八
きのくに志学館内
電話 〇七三-四三六-九五四〇
FAX 〇七三-四三六-九五四一
印刷 有限会社隆文社印刷所